

特別対談

発想の転換で事業者と金融機関の新しい関係を

——「企業価値担保権に対する企業の意識調査」の結果を踏まえて

金融庁 総括審議官 石田 晋也 氏

(聞き手／情報統括部長 藤井 俊)

帝国データバンクが実施した「企業価値担保権に対する企業の意識調査」(2024年10月25日発表)の調査結果をもとに、2026年の施行に向けた同制度の課題や取り組みについて金融庁の石田晋也総括審議官に話を聞いた。

——調査結果(※)をご覧ください。率直な感想をお聞かせください

企業価値担保権については、今年6月の事業性融資の推進等に関する法律の可決・成立を経て、2026年4月頃の施行に向けて準備を進めています。将来キャッシュフローや無形資産も含む事業全体を担保とする制度であり、不動産担保や保証等に依存しない融資の推進につながる取り組みだと考えています。今回の「約3割」という結果を見て、もっと多くの方に知っていただけるよう頑張らなくてはいけないと思っています。



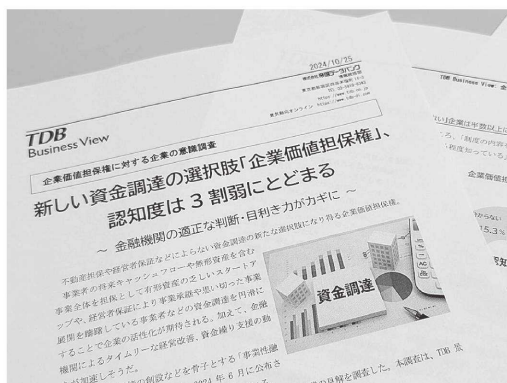
石田晋也 総括審議官

——マイナス金利が終わり、企業が資金調達を検討する中で企業価値担保権がはじまることは選択肢が広がるきっかけになります

これまでマクロ的に「ゼロ金利→マイナス金利」と企業のみなさまにとって借入れがしやすい環境でしたが、金融機関にとっては採算が悪化するなど融資ビジネスの在り方が問われる時代でもありました。今後の金融政策は予断を許しません。金利が正常化していけば、その中で企業価値担保権がはじまることは、従前のような融資ビジネスを変えていく大きなチャンスになると考えます。

——施行に向けた取り組みについて教えてください

政省令などの作業を進めるとともに、金融機関のみなさんと審査や期中管理の方法など、融資実務にかかる相談や話し合いを進めているほか、多くの事業者の方に知っていただけるよう、周知広



※企業価値担保権の認知度 「よく知っている、ある程度知っている、名前は聞いたことがある」28.2%、「知らない」56.5% (調査期間：2024年9月13日～30日、有効回答企業数1万1188社)



報の取り組みを行っています。

企業価値担保権はこれまで日本になかった新しい制度です。もちろん実務経験者はいませんし、金融機関の方の多くは不動産担保・保証等による保全を重視する融資に慣れてきましたので、こういう新しい制度の現場への理解・浸透は一朝一夕にはいきません。実現のためには互いに意見を交わして、納得しながら進めることが大事と考えます。

——金融機関など現場の反応・理解はいかがですか

しっかりと内容を理解していただき、利用について前向きに考えている金融機関もあります。一方で、興味はあるものの、どう利用するのか具体的なイメージが湧かず慎重になっている金融機関もあるのではないかと思います。また、中には企業価値担保権の評価方法や実務の進め方について、高度で難しいノウハウなどを身につけないといけないと思っている方もいるようですが、少し心配しすぎではないかと思います。アメリカでは実際、中小金融において、日本の企業価値担保と同様の担保を使った融資が広く利用されているといわれています。国によって慣行は違いますが、米国の事例なども参考になると思います。

——企業価値担保権はどう広がっていくと考えますか

新しい制度ということもあり、施行と同時に多くの事業者が一斉に利用するのではなく、事例を見ながら利用について検討する事業者が徐々に広がっていくのではないかと考えています。実務関係者との議論の中では、想定される活用場面として、成長局面だが有形資産に乏しい事業者、経営者保証により事業承継をためらっている事業者等、様々な事例が挙げられています。

金融庁としては、息の長い取り組みとして、良い事例を積み重ねていく環境整備ができたらと思います。

——最後に、経営者のみなさんへメッセージをお願いします

企業価値担保権によって、これまで以上に事業そのものをよく見て、必要な融資をする、事業の売り上げや収益から返済していくという、事業者と金融機関のより深い関係を作っていってほしいと思います。もちろん、従来のような担保を利用した融資を否定するわけではありませんが、今までできなかった融資の可能性が広がると思うので、特に、これから伸びる会社、伸ばしていきたい会社を応援していくためにも積極的に利用していただきたいです。

——本日はありがとうございました

(文・写真／情報統括部 阿部 成伸、新井 雄太)